# 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例のあらまし (平成 28 年10月1日施行)

- 〇有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止します。
- ○面積が500 平方メートル以上の土砂等の埋立て等をするときは、原則として市長の許可が必要です。

## この条例の用語の定義

### 条例で規制される土砂等とは

土砂等 … 土砂及びこれに混入し、吸着した物をいいます。

## 条例で規制される埋立て等とは

埋立て … 土砂等を搬入し、くぼ地等を平らにする行為。

盛り土 … 土砂等を搬入し、盛り上げてのり面が出来る行為。



一時堆積 … 土砂等を搬入し、一時的に積み上げて場外へ 搬出する行為。



平成30年10月(一部改正)

五 條 市

## 1. 条例制定の経緯

近年、市内でも工事で発生した残土等の搬入に伴う土砂等の埋立て等について、周辺住民の 方々から、たい積した土砂の土壌の安全性、崩落の危険性、下流の河川などへの流入を心配する 声が寄せられております。

そこで、五條市では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とし条例を制定しました。

## 2. 禁止される埋立て等とは?

土壌基準に適合していない土砂等の埋立て等を行うことは禁止します。

なお、土壌基準とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、 搬入土の土質調査が義務付けられております。



### ※例外的に許可が不要なもの

- ①運動場、駐車場等の維持管理行為
- ②災害復旧のために必要な応急復旧の埋立て行為
- ③法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う特定事業
- ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処理施設 又は届出のあった積替保管施設
- ⑤農地法の第4条又は5条の許可を要する事業
- ⑥採石法、砂利採取法、奈良県土採取規制条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂のたい積を行う事業
- ⑦国、地方公共団体その他規則で定めるものが行う土砂等による埋立て等
- ⑧法令等に基づく許可等を要する行為に係る特定事業であって規則で定めるもの など
- (注) わかりやすく示すため概略を記載しています。詳細については、巻末のお問い合わせ先までご連絡ください。

# 3. 特定事業の手続きの流れ

市による完了検査

お問い合わせ先までご連絡ください。

# 事前相談 手続きの説明 など 事前協議 内容の確認 住民説明会 協議会による審査 など 許可申請 搬入前 着手届出の提出 など 土砂の搬入届出 定期的報告書の提出 など 搬入中 土砂の搬入届出 定期的報告書の提出 など 搬入完了時

(注) わかりやすく示すため概略を記載しています。詳細については**、**巻末の

完了届出書の提出

など

## 4. 土砂を排出する事業者の方へ

土砂等を運搬される際は、土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染を生じさせることのないよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

# 5. 土地所有者の皆様へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供する場合、土壌の汚染や災害を引きおこす恐れがないことを十分確認し、事業者に土地を提供してください。また、埋立て等の状況を十分に把握し、 異常や不審な点に気づいたら、すぐに市へ通報してください。

# 6. 特定事業の許可を取り消すことがあります

- 〇安全基準に適合しない土砂の使用に関する命令又は構造基準に適合しない土砂等の埋立て 等に関する命令に違反したとき
- ○不正の手段により事業の許可、変更許可又は譲受けの許可を受けたとき
- 〇許可を受けた事業を 1 年以上行っていないとき
- ○変更の許可を受けなければならない事項を勝手に変更したとき
- ○市が付した許可条件に違反したとき
- 〇土砂の搬入届、土砂台帳の作成等、地質検査の報告・水質検査の報告、関係書類の縦覧、 標識の設置の各規定に違反したとき
- ○許可事業の相続を受けたものがこの条例による欠格者の場合
- ○名義貸しを行ったもの
- ○措置命令に違反したもの など

# 7. 刑罰が科せられることがあります

#### (1)1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○無許可での事業活動、命令違反の場合 など

### (2)50万円以下の罰金

- 〇許可受者に義務付けられている届出を行わなかった、あるいは虚偽の報告を行った場合
- ○立入検査の拒否、妨害、虚偽の答弁を行った場合 など

#### (3)30万円以下の罰金

- ○他法令による許可受の届出等を行わなかった場合
- ○許可受者に義務付けられている軽微な行為を許可受者が行わなかった場合 など

#### 【お問い合わせ先】

〒637-8501 奈良県五條市本町1丁月1番1号

五條市 産業環境部 生活環境課

TEL 0747-22-4001 FAX 0747-22-3752

E-mail: seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp